

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月13日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第6条の2第2項」を「第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項」に改め、「第5条第8項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。